

2 生産・販売

一 大峰堂の行者丸相伝証

明治二十年

一 甘草 其他相当医師応病投薬
明治式拾年七月十五日

大峰山伝燈大阿闍梨

伝授

其許義

本部龍泉寺住職 相村 勝龍 團
大和国高市郡根成柿

大峰山ニ深ク信仰シ、当山龍王講社並ニ大峰山參籠所創

立ニ付、功勞不少、依テ役行者相伝之銘薬拙納幸志ニ代

リ、官之御規則ヲ遵守シ弘ク衆庶ニ施シ、専ラ人民救助

ニ勤ムベキ事伝授セシム、依テ左ノ薬味ヲ製剤シ、役行

者尊像ノ図影ヲ付シ行者丸ト名称シ、全國信者ニ対シ行

尊之御利生ヲ得セシメン為メ、其地製剤本舗トシテ世ニ
弘ク発売方法永遠ニ伝ヘ施行スル事、後日之為メ証明早

一 黄連 一 当蘖 一 唐宿砂

一 コロムボ 一 粂南木 一 鳥不宿

二 明治後期の売薬請売約定および付帶 契約書

売薬請売約定書（写）

（大峰堂薬品工業株式会社謹）

一 安神散 一 実母散 一 金瘡膏
一 万能庄二膏 一 麻香丸 一 正セメンエン
一 御目洗薬 一 解毒丸 一 壱方湯

一 三能丸 一 懐中速功紙

町村長署名捺印

右者（營業人氏名）ノ官許ヲ得タル壳藥ニシテ今般（請壳人氏名）請壳可致示談相整候ニ付請壳者ニ於テ請壳鑑札

ヲ願受ケ營業者ノ調整シタル壳藥ヲ取次販売致スヘシ然ル上ハ總テ藥ニ闕スル御規則及御達ノ趣旨ヲ確守シ不正ノ所業致間敷候依テ約定書如件

壳藥請壳約定書追加之証

拙者壳藥受壳ヲ業トシテ、特約ヲ結ビ、則甲受壳ヲ為シ、各地ニ行商配置有之候處、該花主先へ拙者取次ニテ間接ニ貴殿壳藥受壳約定書ヲ取次、受壳ヲ為サシメ貴殿ヨリハ其壳藥ヲ原価（則藥品及包紙印紙代金手數料ヲ凡合算スル、則貴殿方特別壳捌之直段ヲ云）買受ケ、

右之通り相違無之候也

（請壳人（署名捺印））

（郡長）殿

壳藥請壳人（住所氏名）（印）

明治 年 月 日

壳藥營業人（住所氏名）（印）

右之壳藥請壳仕候ニ付免許御鑑札御下渡被下度別紙營業者ヘ御免許ノ鑑札並ニ約定書写相添此段相願候也

（約定書の各方名列記）

明治 年 月 日

（請壳人（住所氏名）（印））

右之壳藥請壳仕候ニ付免許御鑑札御下渡被下度別紙營業者ヘ御免許ノ鑑札並ニ約定書写相添此段相願候也

ニ貴殿ノ調印シタル年月日ヲ以テ証トナス、尤從前ヨ

(安田竹治郎氏藏)

リノ置合セ并ニ他人ヨリ花主ヲ買受ケシニヨリ重復ニ

相成シ節ハ、双方示談ノ上相互ニ其権利ヲ分割スヘ

シ、然ル上ハ貴殿売薬營業中ハ幾年相立候トモ、毎年

六月一日、十二月一日ノ兩度ニ税金ノ補助トシテ、六

ヶ月毎ニ金壱円、壱ヶ年毎ニ金貳円宛相償申可、万

右期日出金不致候節ハ、此証ヲ以テ其拾倍、則金拾円

一時ニ調金致シ相渡可申候右ハ貴殿商業ノ利益ヲ分

チ、拙者ノ便宜ヲ謀ルノ特約ナルヲ以テ、拙者所持ノ

花主ヲ他人ニ売渡候節ハ、其花主買受人ヲシテ、前書

ノ義務ヲ負担為致候カ、又ハ一時之前頭約定ノ拾倍則

金拾円ヲ相償可申カハ貴殿ノ望ニ応ジ可申候、依テ貴

殿方売薬營業中ハ幾年相立候トモ此証ヲ以テ御請求可

被成候、万一拙者右ノ義務ヲ不果候節ハ、所持ノ帳簿

貴殿ヘ相渡、其花主先貴殿ヨリ直接取引相成候トモ、

苦情申間敷候、依テ為後証約定書証如件

明治 年 月 日

(諸売人署名捺印)

(売薬營業人住所氏名) 殿

三 生薬業組合規約設定願

明治二十八年

組合規約設定ニ付御願

吉野宇智両郡ニ産出スル生薬之義ハ両郡重要物産ノ一部ヲ占ムルモノニ有之候處、近來粗製濫造ノ弊流レ、内外国市場ノ声価ヲ失ヒ、年ヲ遂フテ下落ニ傾キ、商業者ハ年々損耗ヲ招キ、農家ハ遂ニ栽培製造ノ費用ト得失相償ハザルノ境遇ニ際会シ、殊ニ吉野郡ノ如キハ藥種栽培ニ適當ノ土地ニシテ其品質内国ニ比類ナキハ勿論、朝鮮産ノ上ニ位シ、旧来清國ニ輸出シ実ニ夥シキ産額ナリトイヘドモ、粗製濫造ノ為ニ漸ク需要者ヲ減ジ、販路益々縮少シ、今ヤ殆ト朝鮮産ニ圧倒セラレントスルノ状況ニ立至レリ、斯テハ独リ当業者ノ困難ノミナラズ、延テ国益ヲ減殺スベキ次第ニ付、今般組合規約ヲ組織シ、以テ從来ノ弊風ヲ矯正シ、声価ノ回復ヲ謀リ度所存ニ有之候間、事情御賢察ノ上御認可相成度別紙規約書相添ヘ當業

者總代連署ヲ以テ此段願上候也

明治廿八年七月十五日

奈良県吉野郡宇智郡生薬業組合員總代

吉野町下市町

(新住五郎吉ほか二九人連署)

明治二十八年七月十七日

吉野郡長 吉田 正義

副申〔奈良県吉野宇智両郡生薬業組合規約認可ノ義、別紙ノ通り新

奈良県知事 古沢 滋殿

宇智郡長 畠山 国憲

吉野宇智両郡生薬業組合規約認可ノ義、別紙ノ通り新
住五郎吉外二九名ヨリ出願相成候ニ付、事實取調候処、

牡丹外五種ハイヅレモ輸出物品ニシテ即両郡ノ重要物産

ニ有之、然ルニ近來好商輩等一時ノ利益ヲ図リ粗製濫造
ヲ逞フシ、外商ヲ欺キ、漸々市場ノ名声ヲ失シ、販路大
ニ閉塞シ、現ニ山茱萸ノ如キ其粗製ノタメ売捌キ得ズシ
テ今尚大阪倉庫ニ積置キアルモノ（即チ昨年ノ產出ニ係ル
モノ）尠ナカラザル趣ニ有之、而シテ組合地区内ノ如キ
ハ重モニ薬種栽培ニ適當ノ地質ナルヲ以テ、他ノ作物ニ
比ヒ利益ハ殆ンド倍額ヲ收ムルモ、近來粗製濫造ノタメ
漸ク価格ヲ落シ、需要ヲ減ジ、遂ニ得失相償ハザル場合

生産・販売

2

ニ差迫リ、農商共ニ衰弱頽ヲ來シ候、故ニ今般規約ヲ設
ケ其弊習ヲ矯正シ販路ノ拡張ヲ企図スル趣ニ有之、尤モ
本組合組織ニ付テハ他ニ妨害ヲ被ル等ノオソレ更ニ無之
候条、本願御認可相成候様御詮議有之度此段及副申候也

生薬業組合規約認可願ニ付副申

吉野宇智両郡生薬業組合規約、別紙ノ通り前山五平外十二
名ヨリ出願ニ付取調候処、右ハ客年八月御認可ヲ得実施
致居候、然ルニ本年九月奈良県令第七十五号ニ基キ更ニ
規約ヲ設ケ認可願出候次第ニ有之、本規約ノ如キハ從来
粗製濫造ノ弊習ヲ矯正シ販路拡張上必要ノモノト相認メ
候条、御詮議ノ上御認可相成度此段及副申候也

明治二十九年十一月十一日

吉野郡長 畠山 好敏

宇智郡長 嶋山 国憲

奈良県知事 古沢 滋殿

四 生薬産額取調書

明治二十八年

認可願

本年十月奈良県令第七拾五号ノ生薬業組合取締規則ニ基
キ組合規約別紙ノ通り制定候ニ付御認可相成度此段願上
候也

明治二十九年十一月四日

産額取調書

一 山茱萸 三万七千五百斤

右代価 貳千武百五拾円 百斤ニ付六円

一 牡丹皮 十七万五千斤

右代価 壱万五百円 百斤ニ付六円

一 真芍藥 捱万斤

右代価 七千五百円 百斤ニ付七円五拾錢

一 吳茱萸 二万五千斤

右代価 貳千円 百斤ニ付八円

一 貝母 壱万斤

右代価 貳千円 百斤ニ付武拾円

一 瓜呂根 壱万武千斤

右代価 八百七拾五円

總計三拾六万斤

右代価 貳万五千百武拾五円

前書之通願出ニ付奥印候也

生薬業組合組織委員

吉野郡下市町大字下市

仲買業 前山 五平

(他二人署名)

吉野郡下市町長

土屋 昌 良

右代価 貳千円 百斤ニ付武拾円

右代価 貳千円 百斤ニ付武拾円

奈良県知事 古沢 滋殿

(奈良県立奈良図書館蔵)

四 吉野宇智両郡生薬組合規約

明治二十九年

二 各地ノ同業者ト氣脈ヲ通ジテ當業ノ拡張ヲ図リ質

問應答スル事

三 製造販売高ノ總計其他必要ナル事項ヲ編纂報告ス

ル事

奈良県吉野宇智両郡生薬組合規約

第一章 総則

第一条 当組合ハ明治二十九年十月奈良県令第七拾五号

生薬業組合取締規則ニ基キ之ヲ組織ス

第二条 当組合ノ名称ハ奈良県吉野宇智両郡生薬組合ト
称ス

第三条 当組合ノ事務所ハ吉野郡下市町大字下市第五百
五拾七番地ニ設置ス

第二章 目的及組合員規程

第四条 当組合ハ生薬業ノ改良進歩ヲ計リ弊習ヲ矯正シ
及販路ノ拡張ヲ企図スルヲ以テ目的トス故ニ履行スペ
キ事項左ノ如シ

一 製品ノ検査ヲ行フ為メ常設及巡回ノ検査員ヲ置ク

第九条 生薬仲買業ヲ當ムモノハ門戸ニ左記雛形ノ門標
事

第五条 牡丹皮ノ砂利及ビ鬚ハ普通心抜ノモノト区別シ
テ売買スルモノトス

第六条 製品ハ左ノ場所ニ於テ検査ヲ行ヒ荷物ニ検査済
ノ証印ヲ押捺スペキモノトス

一大阪市湊町

二 前項ノ検査所ヲ経ズシテ輸出スルモノハ特ニ組長
又ハ巡回検査員ノ検査ヲ受クベキモノトス

第七条 組合員ハ検査員ノ検査ヲ拒ム事ヲ得ズ

但シ検査員ハ常ニ組合事務所証明書ヲ携帶スルモノト
ス

第八条 製造品検査ニ関スル方法ハ評議員会ノ決議ヲ以
テ之ヲ定ム

ヲ貼付シ及行商者ハ商標ヲ携帶スベキモノトス其標札

ハ組合事務所ヨリ之ヲ交付ス

家族又ハ同居ノ雇人ヲシテ行商セシムモノハ付属証

標ヲ携帶スルモノトス

商標ノ有効期限ハ總テ其年一ヶ年度限リトス

第一〇条 組合商標ヲ携帶セザル仲買人トハ一切取引ス

ルヲ得ザルモノトス

第一一条 組合員ノ取引スペキ大阪問屋ハ當組合ト取引

契約済ノ問屋ニ限ルモノトス

但シ検査済ノ生薬ニシテ第二十八条第一項ノ組合経費

ヲ前納シタルモノハ本条以外ノ者ト取引シ又ハ外国へ
直輸出スル等隨意タルベシ

第三章 会議

第一二条 組合評議員十六名ヲ置ク

評議員ハ左ノ区域内ニ於テ組合同業者ガ互選スルモノ

トス

下市町 仲買業

三人

賀名生村 仲買業

一人

白銀村 仲買業

二人

大淀村 製造業

一人

南芳野村 製造業 一人

秋野村 仲買業 一人

宗檜村 仲買業 一人

南阿太村 製造業 一人

野原村 仲買業 一人

第一三条 評議員欠員ヲ生ジ三分ノ二ニ満タザルカ又ハ

組長ニ於テ必要ト認メタルトキハ補欠選挙ヲ行フモノ

トス

第一四条 評議員会ノ議長ハ評議員ヨリ之ヲ互選ス

第一五条 評議員ノ住所氏名ハ本県知事ニ届出ヅルモノ

トス

第一六条 評議員会ニ於テ議スベキ事項左ノ如シ

一 組合規約ノ変更ニ関スル事

二 組合ノ収支予算及決算ニ関スル事

三 組合経費ノ賦課徵收ニ関スル事

四 検査規定ニ関スル事

五 生薬業ニ關シ官庁ノ諮詢ニ答エ及請願建言等ニ關

スル事

六 規約ニ明文アル事項

右ノ外組合ニ於テ必要ト認ムル事項

第十七条 評議員会ハ定期又ハ臨時ニ之ヲ開クモノトス
開会日数ハ定期会ハ二日以内臨時会ハ一日以内トシ時
宜ニ依リ伸縮スル事アルベシ

第十八条 評議員会ハ組長之ヲ召集シ議案ハ組長之ヲ發
ス

議員半数以上ノ請求アルトキハ組長之ヲ召集ス
第十九条 評議員会ハ議員半数以上出席スルニ非レバ開
会スル事ヲ得ズ

但シ議員半数ニ満タザル事一日以上ニ及ブトキハ此限
リニ非ズ

第二十条 前各条ノ外会議ノ方法ハ普通町村会ノ議事細
則ヲ適用シ可成簡易ノ法ニ依ルモノトス

第四章 役員

第二十一条 組合事務所ニ左ノ役員ヲ置ク

一 組長 壱名
一 委員 若干名
一 檢査員 三名
一 書記 若干名

第五章 組合入退者

第二十五条 組合区域内ニ於テ生薬業ヲ開業セントスル
者ハ組長ヘ届出ベシ廃業及転居代替改姓名等亦同ジ
第二十六条 事務所ハ組合員ノ名簿ヲ備ヘ置キ異動アル
毎ニ加除訂正スルモノトス

第六章 組合経費

第二十二条 組長ハ常ニ当業上ノ利害ニ注意シ組合ニ関
スル一切ノ事ヲ總轄シ金錢ノ出納ヲ兼ヌルモノトス
委員ハ組長ヲ補佐シテ組合ノ事務ヲ分掌ス

検査員ハ組長ノ指揮ヲ受ケ一名ハ大阪ニ常勤シテ製品
ノ検査ニ從事シ二名ハ組合区域内ヲ巡回シテ常ニ組合
ノ挙動ニ注目シ時ニ製品ヲ検査シ此規約ヲ順守スルヤ
否ヤヲ監視スルモノトス

書記ハ組長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第二十三条 取締規則第九条第一項及至第六項ニ該當ス
ル者ハ組長委員検査員タル事ヲ得ザルモノトス

第二十四条 役員給料又ハ報酬旅費額及給与ノ方法ハ評
議員会決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七条 組合ノ経費予算等ハ毎年定期会ニ於テ之ヲ

決議スルモノトス

決算ハ年度後三ヶ月以内ニ評議員会ニ報告シ剩余アル

トキハ翌年度繰越金ニ編入スペキモノトス

第二十八条 組合ノ経費ハ左ノ収入ヲ以テ之ニ充テ不足

ヲ生ジタルトキハ評議員会ノ決議ニ依リ各組合員ノ負担トス

第一項 第九条ノ商標一枚ニ付金壱円五拾錢全附屬証

票壹枚ニ付金五拾錢

第二項 大阪売上金高百円ニ付金壱円

第一条但書ニ依リ大阪問屋以外ニ於テ販売スルモノハ検査ノ際見込価格ヲ以テ之ヲ徵収スルモノトス

第二十九条 前条ニヨリ既ニ組合ヘ徵収シタルモノハ中途廢業其他如何ナル理由アルモ納人へ還付セザルモノトス

第三十条 組合ノ経費出納ハ其年六月一日ヨリ翌年五月三十日迄ヲ以テ一周年度トス

第七章 違約者処分

第三十一条 此規約第五条第六条第七条第十条第十一

条ニ違背シタルモノハ武拾錢以上武拾円以下ノ違約金ヲ徵収ス

正当ノ事由ナク役員ノ當選ヲ拒辞シ又ハ役員ノ召集ニ

応ゼザル者ハ武拾錢以上三円以下ノ違約金ヲ徵収ス

違約処分ニ依リ徵集シタル違約金ハ組合ノ経費ニ充ツルモノトス

第三十二条 違約金ハ其処分ヲ受ケタル日ヨリ十日以内

ニ完納スペキモノトス

第三十三条 取締規則第十七条第一項第二項ニ該当スル

物品ヲ発見シタルトキハ検査員及評議員一名以上立会物品ノ全部ヲ焼棄スルモノトス

第三十四条 取締規則第十七条第三乃及至第七項該当スル物品ヲ発見シタルトキハ現品ヲ組合事務所又ハ検査所ヘ押収シ荷主ヲシテ良品ニ改製セシルモノトス

第三十五条 違約金処分ニ依リ生ジタル経費ハ總テ違約者ノ負担トス

第三十六条 違約者ニシテ情状最モ重キモノハ評議会ノ

決議ニヨリ二ヶ年以内組合員申合取引ヲ拒絶スルコト

アルベシ

第八章 雜則

第三十七条 当規約ハ明治二十九年十一月二十日ヨリ施行ス

明治三十二年三月

盟約書

明治三十二年三月

第三十八条 当規約ヲ变更若シクハ増補セントスルトキ
ハ評議員会ノ決議ヲ經テ本県知事ノ認可ヲ請フベキモノトス

ノトス

第三十九条 本規約ニヨリ設クル規程及收支予算決算其
他評議員会ニ於テ決議ノ要領ハ所在地郡役所ヲ經由シ
本県知事ニ届出ルモノトス

第四十条 従前吉野宇智両郡生薬業組合規約第一〇条に
依リ交付シタル商標ハ此規約施行ニ継続シテ明治二十一
九年度中ハ有効ノモノトシ同規約第六章ノ組合経費賦

課徵收方モ明治二十九年度中ハ継続施行スルモノトス

(奈良県立奈良図書館蔵)

第一条 本盟約ニ加入シタル相互ニ親睦和合シ、斯業ノ
改良進歩ト福利増進ヲ謀ルモノトス

第二条 各自製薬者ヨリ定メラレタル区域ニ於テ行商
シ、猥リニ域外ニ行商スルヲ得ズ

但シ製薬者ニ於テ行商区域製定ノ際ハ予メ参与ニ協議
スルモノトス

第三条 製薬者及ヒ行商人ハ相互ニ其行為ヲ監査シ、行
商上不徳ノ行為アル者ヲ発見セバ直ニ製薬者又ハ参与
ニ申込ムモノトス

第四条 製薬者及ヒ参与ニ於テ前条ノ申込ミヲ受ケタル

トキハ不徳者ヲ除キ他行商人ニ商議シ、其決議ニヨリ
テ除名スルコト有ルベシ

第五条 新ニ行商加盟ヲ欲スルモノハ製薬者ニ申込ヲナ
シ、製薬者承認ヲ与フル前ニ於テ協議スルモノトス

(本行四字日ヘ参与トノ三字ヲ加フ)「欄外注記」

第六条 製薬者ハ如何ナル事情アリトモ、一旦売り渡シ
タル薬品ハ買ヒ戻スコトナシ

第七条 分腹印紙貼用消印等ノ手仕事ハ行商人順次交代
其部分ヲ定メ鑑督シ、若シ規則違犯ノ物品有之トキハ
其鑑督者ヲ以テ責メニ任スルモノトス、其他行商上ニ
関スル違法等モ亦同ジ

第八条 各自行商人ニ於テ新付又ハ買受ケタル売薬得意
ハ自名ノ所有ニシテ、他ノ抑制ヲ許サズ

第九条 各自所有ノ得意ヲ売買スルハ随意タリト雖モ、
成ルベク同盟中ニ謀リ望ミ人ナキ時又ハ価格不調ノ上

他ニ売却スルモノトス

第十条 同盟行商人ハ薬ノ表装其他總テ同一ヲ旨トシ、

猥リニ変更セザルコト

但シ改良ノ竟見アルトキハ製薬者又ハ参与ニ申込ミヲ
ナシ、一同協議ノ上之ヲ決ス

第十二条 本盟約人中参与若干名ヲ置キ、諸般ノ協議ニ
与ルモノトス

但シ任期ハ式ヶ年トシ製薬者ヨリ属託スルモノトス

第十三条 本盟約ハ行商人一同協議ノ外変更スルヲ得ズ
但シ細則ヲ設ク

第十四条 本盟約ニ加入シタル者ハ各自署名捺印シ、極
力確守スルコト

細則

第一条 加盟行商人ハ各自所有スル配薬得意場所何府県
何国何郡ト確実ニ大帳ニ記載シ署名捺印スルモノト
ス、万一記載相違ノ廉アルトキハ製薬者参与ト協議ノ

上相当処分スペシ

但シ大帳ハ製薬者ニ於テ保管スルモノトス

第二条 行商区域ハ郡ヲ以テ定ムモノトス、故ニ何国
ニ限ラズ前行商人ノ行商國ニシテ猶幾多ノ未行商ノ郡
ヘ行商希望ノ者ハ其旨前行商人及ヒ製薬者ヘ申出協議

ノ上行商スルモノトス

但シ前行商人壱ヶ年間ニ空地ヲ付添スルノ意見アルト
キハ希望人ハ該地ヘ行商スルヲ得ズ

第三条 前条ニ揚タル先行商人満壱ヶ年余経過スルモ、
猶付添セザルトキハ希望者ハ製薬者及参与ヘ、協議ノ
上、新付スルコトヲ得、前行商人ハ該件ニ対シ不腹ヲ
申立ツルヲ得ズ、但シ時宜ニヨリ一ヶ年以内ノ猶予ヲ
与フルコトアルベシ

第四条 行商人所有ノ得意ハ譲与売却ハ各自随意タルベ
シ

但シ行商継続人ニ対シ行商ノ許否ハ製薬者ト参与ト協
議ノ上決定ス

第五条 所有ノ得意他人ノ行商受持場所ヘ転宅シタルト
キハ、双方談合ノ上、相当ノ代価ヲ以テ売買スルモノ
トス、若シ売買談議不調ノ節ト雖トモ前行商人ハ行商
スルヲ得ズ

生産・販売

2

第六条 行商人他人ノ得意タルコトヲ知リテ競売ヲ試ミ
或ハ名譽毀損ヲ図リタルモノハ規約第四条ニ照シ処分

スルモノトス

第七条 行商人該規約ニ拠リ处分セラレタルトキハ損害
或ハ故障ノ申立且ツ起訴スルコトヲ得ズ

第八条 付隨行商人ノ行為ハ總テ其使行者ニ於テ其責ニ
任ズ

第九条 每年旧正月五日行商人打チ寄り、行商上ノ懇談
打合等ヲナスモノトス

以 上

明治參拾弐年參月拾九日

追加 薬剤ハ凡テ現金ト引換トス

但シ貸売ハ協議ノ上相当ノ利子ヲ附スモノトス利子
ハ末尾ニ記載ス、以下余白

行 商 人 名

中 嶋 市三郎印

(以下三人連印内三光團社い組理事長 中島源十郎)

盟約書本則追加

第一条 本盟約人中特別員及ヒ協議員若干名ノ役員ヲ置

キ、諸般ノ事項ヲ審議判定スルモノトス

ザルトキ

但シ從前本則ノ第十一條ヲ削除シ、併セテ本則ニアル
参与ノ職務ハ凡テ協議員特別員ノ一部若シクハ全部ニ
於テ行フモノトス

第三条 評議員ハ任期ヲ二ヶ年トシ、盟約人ノ互選ヲ以
テ之ヲ定ム

但シ再選スルコトヲ得

第二条 三光丸販売ノ名義ヲ装フテ、其実ナキヲ発見シ

タルトキハ行商人全体ノ協議ニヨリ除名スルコトアル

ベシ

細則追加

第一条 特別員ハ左ノ各項ニ該当スルモノヲ以テ之ニ充ツ

一 名譽アルモノ

二 功労アルモノ

三 多額ノ薬剤ヲ使用スルモノ

第五条 特別員ハ評議員ニ於テ終局セザル諸事項ヲ審理
判定スルコト

但シ特別員ノ審理判定ハ本団体ニ於ケル總テノ最審終
局ニシテ、何レヘモ訴訟スルコトヲ得ズ

第二条 特別員ニシテ左ノ各項ニ該当スルモノハ製剤者
及ヒ協議員、示談ノ上資格消滅ノ通知ヲナスモノトス

名譽者ハ名譽員ニ推選シタル當時ノ本団体ノ形勢ニ逆

リテ対照シ、名譽トスルニ足ルノ資格ヲ失フトキ

功労者ハ前功ヲ磨滅スルノ非行アリタルトキ

多額者ハ続テ三ヶ年以上七万服以上ノ三光丸ヲ使用セ

第六条 本団体ヨリ生ジタル財産ハ特別員協議員、示談
之上使用スルモノトス

但シ本団体以外ノ目的ニ使用スルヲ得ズ

第七条 細則第二条但書ニ於ケル堯ヶ年間全第三条本文

満堯ヶ年余経過トアルヲ六ヶ月ト改ム

右之通り審議決定候事

明治三十四年二月二十三日（正月五日）

特別員 中島市三郎

右取極メ立会人

全 喜多村庄八

川田滋美

全 藤井増造

的場源之介

全 川田滋美

中島市三郎
(株式会社三光丸本店蔵)

協議員

的場源之助

全 安田甚五郎

明治三十八年

全 中尾房次郎

全 山本辰造

芳名加入順

全 志茂弥市郎

七 売薬請壳約定書

一 陀羅尼助

売薬請壳約定書

右者藤井利三郎ノ官許ヲ得タル売薬ニシテ、今般玉巻政吉ニ請壳可致相整ヒ候ニ付、請壳者ニ於テ請壳鑑札ヲ願受ケ、營業者ノ製調シタル売薬ヲ取次販売致ス可シ、然ル上ハ總テ売薬ニ関スル御規則及ビ御達ノ趣旨ヲ確守シ、不正ノ所業致間敷候、依而約定書如件

明治卅八年一月廿八日

大和國吉野郡吉の山第百八十九番屋敷

壳薬営業人 平民 藤 井 利三郎

奈良県南葛城郡御所町第三百式拾七番屋敷

壳薬請壳人 平民 玉 巻 政 吉

明治四十四年

九 大和壳藥同業組合創立経過報告書

(玉巻自由堂薬房藏)

創立ニ関スル経過報告

明治四十一年

八 指定薬品販売届

指定薬品販売届

吉野郡下市町大字下市二百九十一番屋敷

藥種商 中島寿玄

明治元年拾壹月拾七日生

右ハ明治四十年法律第三十五号薬品営業並薬品取扱規則附則第二項ニ依リ、五ヶ年以上上薬種商繼續営業罷在候ニ付、指定薬品販売致度候間、別紙薬種商免許状写相添へ、此段及御届候也

右

明治四拾壹年六月拾九日

中島寿玄

奈良県知事

川路利恭殿

(奈良県製薬協同組合蔵)

抑モ近時本県下ニ於ケル壳薬業ノ盛ナルニ従ヒ、販路ノ拡大亦見ルベキモノアリテ、往世ヨリ本邦到ル処ヲ凌駕セル富山県壳薬業者ヲ圧倒スル趨勢ヲ呈セリ

茲ニ於テ全県業者ハ之ガ防禦策ヲ講シ、同業組合ナルモノヲ設置シ、以來製薬ノ改善諸種ノ惡弊ヲ矯正スル等斯業ノ面目ヲ一新シタレバ、需要亦旧ニ復シ、稍ヤモスレバ却テ我業者ヲ圧倒スルガ如キ傾向ヲ示セリ、於茲一般業者ハ密ニ之ガ対策ヲ窮究スルニ至ル折柄、明治三十七年三月壳薬業者御所町西川清保ハ時ノ南葛城郡長松永篤氏ニ相企リ、是ガ救護ヲ求メ既ニ其端緒ヲ開キタルモ、如何セン時偶々日露戰役ニ際シ國家多時ノ折柄終ニ恨ヲ呑ンテ之ヲ中止スルノ止ムナキニ至レリ、然リト雖モ時代ノ要求ハ益々其切ナルモノアリテ逸スベキ時期ニアラストシ、全人ハ昨四十三年一月十八日御所町印刷業

山本巳之吉及全町薬業者数名ト会合鳩首考究ノ上、山本
巳之吉ハ親族ナル吉野郡下市町島田龍ヲシテ之ニ授助セ

シメンコトヲ期シ、更ニ一月廿五日全氏ヲ聘シテ協議ス
ル処アリ、タタシ之レヨリ先キ現葛城郡長佐川福太郎氏
ハ赴任以来熟々地方売薬状態ヲ達観セラレ、斯業ノ発展
ハ宜敷共同的指導機関ニ挨ツベシトシテ前記西川清保ヲ
始メ其他重ナル業者之レガ施設ヲ獎励セラレツ、アルノ
時ニ於テ之レガ企画ヲ申出テ、茲ニ明治四十三年二月九
日全郡長ハ召集状ヲ發セラレ、全月十五日重ナル業者五
十二名ヲ郡衙ニ召集シテ組合設立ノ必要ヲ設カルルヤ、
出席者全員双手ヲ拳ケテ之レヲ賛シ、直ニ十三名ノ組織
委員ヲ設ケ状態ヲ同クセル高市郡ニ交渉シ提携シテ組織
スルコトトシ、之ガ進行ニ就テ極力努力センコトヲ期セ
リ、斯クテ全郡長ハ即日高市郡長新谷寅蔵氏ニ意ヲ通シ
賛同ヲ求メタリ、三月九日全郡長ハ管内事業者ヲ全月十
一日高取町光明寺ニ会合セシムル旨ヲ南葛城郡長ニ回報
アリ、全月十二日更ニ高市郡長ヨリ十一日高取町ニ十七
名ノ業者会合協議セシメタルニ、何レモ之ガ設立ヲ希望

セルニ依リ全郡船倉村安田竹次郎外十六名ノ委員ヲ選定
報告シ来レリ、

是ニ於テ両郡初メテ歩調ヲ一ニスルヲ得タリ、三月二十
三日南葛城、高市両郡委員三十名ノ内式拾式名会合決議シタル
山与七方ニ両郡委員三十名ノ内式拾式名会合決議シタル
ハ組合ノ名称、発起人同意ヲ求ムル件、発起認可申請定
款起草委員選任等ノ件ニシテ、起草委員平山太吉、龜井
孝雄、武村庄太郎、杉村春松、東捨二郎、西川清保、米
田徳七郎、北村稔、八名ヲ選任シ以テ発起事務ノ進行ヲ
促スニ至ル、更ニ四月五日再ビ前所ニ於テ起草委員会ヲ
開キ、本組合設置発起認可申請ノ件ヲ協定シ西川清保ヲ
発起人惣代ニ推シタリ、今ヤ発起認可申請書ノ起草ヲ了
シ惣代西川清保ハ参拾名ノ当初ノ委員ニ就キ之レガ調印
ヲ求メタルニ、内六名ハ不立ニシテ結局西川清保外式十
三名連署シ四月十一日付ヲ以テ本県知事ニ認可申請ヲ為
スニ至レリ、斯クテ明治四十四年二月二十一日之ガ発起
ノ件ヲ認可セラレ、此間關係郡長ハ勿論発起人惣代西川
清保等ハ東奔西走殆ンド其為ス所ヲ知ラザルガ如ク、或

ハ知事ニ上申、或ハ下問答申ニ、或ハ富山県、滋賀県、大阪市ノ各組合ノ定款ヲ蒐集シ講究ニ余念ナク、其筋ト數十回ノ往復ヲ重ネ遂ニ四十四年二月二十一日認可指定セラル、此間郡長ノ斡旋亦淺カラザリシナリ

時ニ之ガ発起認可セラル、ヲ以テ（四十四年一月十九日）南葛城郡抜上村長山与七方ニ於テ八名ノ委員会合シ、之ガ準備ト一面葛城税務署長ヨリ北葛城郡ヲ追加地区ニ編入方交渉アリシヲ本会ニ於テ容レタリ、斯クシテ二月二十六日委員会ヲ開キ諸般ノ準備事務ヲ協定シ、三月五日更ニ委員会ヲ開キ県官及三郡長ノ臨席ヲ請ケ併セテ米田弁護士ヲ聘シ具体的ニ定款ヲ制定シ北葛城郡ヲ追加編入ノ義ヲ申請スルノ件ヲ協定セリ、発起人物代ハ直ニ之ガ事務ニ着手シ西川清保外五十二名ノ同意ヲ得テ三月九日付ヲ以テ知事ニ認可申請セリ、全月十八日之ガ認可アリ、三月十九日又委員会ヲ開キ定款ノ加除訂正、北葛城郡ノ地区ニ編入認可ノ報告、併テ創立総会開設期日等ヲ協定シタリ、発起人物代西川清保ハ之ガ協定ヲ了スルヤ直ニ創立総会ノ準備ニ着手シ、三月二十六日ヲ以テ五百

六十七名ノ組合員ニ対シ成規ノ通知書ヲ發シ併セテ之ガ公告ヲ為シタリ、更ニ進ンデ創立總会ニ於ケル諸般ノ準備遺漏ナキヲ期スルタメ四月五日発起人会ヲ開キ定款誤謬訂正外数件ニ付キ協議、夜ニ入リテ議ヲ閉ジ、全月七日猶遺憾ナキヲ期センガタメ準備事務ニ付キ委員会ヲ開ケリ、事以上ノ如ク既ニ整ヒ茲ニ本日ヲ以テ總立總会ヲ開キタル所以ナリ

明治四十四年四月九日

大和壳藥同業組合創立発起人一同

（奈良県立奈良図書館蔵）

一〇 大和壳藥の起源と沿革

明治四十五年

明治四十五年二月調査

大和壳藥の起源及沿革

我大和の地は畿内の東南部に在り、地勢南北に延長し、南半面は古来山川の秀を鐘め風光明媚、峻嶺幽谷珍草奇木に富み人をして神仙界に入る感を興起せしむるもの少

からず、北半面は殆ど平野にして古跡由緒最も多く、文
物亦見るべきものあり、土壤肥沃、農耕大に進化し産業
亦發展せり

而して我大和売薬の起源は實に弘治の頃（三百五十有
余年に在りしは疑ふべからざる事実なるが如きも、只古
老の伝説に止まり、確実なる資料の拠るべきものなく、
之が研究調査は頗る困難なれば、茲に現葛城稅務署甲斐
信夫先生の調査に基き、現存せる売薬営業者中最も古き
歴史を有するものに南和今住郷に三光丸の本舗米田徳七
郎所持の古文書を緒き、其他老師の口述を緯とし、此等
を縦合して大和売薬の沿革及其発達の経路由来を調査す
るに、現大和売薬同業組合長米田徳七郎の祖法名秋智院
(俗名不詳) 及同勤学院等延宝より安永天明に至る頃まで
は処方の三光丸を施薬として郷党に与へかねて自家用料
とせるに過ぎざりしが、寛政享和年間法名道孝院(俗名
不名)の世に至り、初めて代価を付して発売するに至り、
更に進んで文政年間に至るに及んで徳七郎の祖父助近畿
地方に向って大に行商を試みたりしたが、當時すでに同

業者の数も増加して十数名となり居れり

爾來星霜を重ね漸次業者も増加し、安政七年申二月國中
組合取極連印帳なるものを作製し、各自営業上の公約を
尊重し且斯業の發展向上を企図し、次で文久三年八月南
都及高取藩より布達の趣きあり、組合取極連印帳を更正
し、更に天保年間一層綿密なる組合規約の成立をみた
り、爾來漸く売薬行商するもの多きに至れり

其後慶応元年項に至りては同業者間殊に越中富山売薬業
者との間に行商上の競争を惹起するに至り、相互営業上
の不利を招くこと少からず、慶応二年寅七月彼我の總代
を会し仲間取締議定書連印帳なるものを作成し、大和側
より米田丈助、富山總代松浦清助、加賀領總代高田甚吉
等協議決定して相互営業上の便益を主とし、尚風紀上の
問題に就て嚴重なる制裁の下に規定するに至れり

明治維新後の売薬

大政維新の制度改革せられると共に売薬に関する法規
も亦新たに制定せられ、売薬製剤上の検査を施行せらる
ることとなり、明治五年売薬業者一般に鑑札を附与せら
れ

るるに至れり

爾後行商地域を拡張せんとするもの陸續増加し、二十七八年日清戦役後営業者及行商人等一層増加し、全国到る處殆ど大和売薬を以て凌駕するに至り、東方の主産地たる富山売薬と拮抗してややもすればその墨を摩せんとする勢を示せり

然る其後偶々三十七八年の日露戦役後に際し國家事変

の機に委し、一時衰退の傾向を呈せしかば、茲に南和御所町の売薬業者西川清保等は同業組合設置の必要を感じ、斯業の挽回と発展はよろしく共同的指導機関に俟つべしとして種々画策する所ありしも、功を奏せず、四十三年の末、時の営業者西川清保、平山太吉、北村稔、米田徳七郎、亀井秀雄其他二三の有志等相呼応して遂に同業組合なる一団を創設するに至り、大に大和売薬の面目を一新したり當時大和売薬の産額有に百万円以上に達し、営業者及行商人等数へて一万人以上を算するに至る

組合の成立と斯業の発展

前述の如く我大和売薬同業組合の設立は業者多年の宿

望にして、西川清保等二三の有志は時の佐川南葛城郡長の施設と相俟て所志一貫遂に明治四十四年四月九日南葛城、高市、北葛城の三郡同業者を以て組織するに至る、此間関係各郡長、町田葛城税務署長及発起人等の若心慘憺實に明状すべからざりしものありしなり、茲に六百有余の同業者をして大和売薬同業組合なる一団は成立した

り

現今における大和売薬の趨勢は最も有望にして、輸出売薬は概して不振なるも是亦前途望みなきに非ず、殊に近來売薬法規励行せらるると共に、営業者及行商人に対する取締頗る厳格となり、其風儀も漸次改良の域に向へり、又営業者は力めて薬剤の粗製濫造を防ぎ、以て大和売薬の本領を保全し、其愈精好ならんことを期図せり

大和売薬同業組合

(高取町くすり民俗資料室蔵)

一 行者丸本舗の承認書

大正二年

行者丸本舗

辻 利 吉

羯 磨 真 弘 團

(大峰堂薬品工業株式会社藏)

大峯山本部及參籠所持藥調進方申付候事

但シ旧規ニ依リ毎年戸開式ニ際シ本尊宝前ニ初穂薬ヲ
奉供スベキ事

大正武年一月一日

大峯山主

伝燈大阿遮梨(闇)

积 真 弘 團

曩祖神変菩薩篤信ノ余光、庶民救済ノ目的ヲ以テ、製薬

ヲ業トシ利益ノ幾分ヲ割テ大峰山上山下ノ興隆ニ投スル
等奇特ニ付、染筆一葉ヲ付与シテ其淨業ヲ賞ス

大正二年十二月四日

大 峰 堂

辻 利 吉

真言宗醍醐派大本山

三 宝 院 門 跡 團

行者丸製剤販売之件

本寺先師代々之旧規ニ準ジ承認候事

大正武年一月一日

大峯山伝燈大阿遮梨(闇)

大峯山惣本部

龍泉寺住職

行者丸行丹救命丸

右爾今當門跡薬用品トシテ獻上ノ件許可候事

大正二年十二月四日

真言宗醍醐派大本山

三宝院門跡印

(大峰堂薬品工業株式会社藏)

湯 尻 理 亮

三 真言宗醍醐派布教と薬品販売

大正三年

大正三年五月廿一日

辻 利吉様

拝啓貴館益々御繁榮之段奉大賀候、陳者今廻来布相成
候真言宗監督関栄覚氏之談ニ依れば、貴館御発行之行
者薬品を当布畦に売拵の儀御衣頼之由、幸に拙者も商
店に働き居り候間、販売之儀希望に候へ共、何分貴館
之薬種貨格不承知之事故、甚だ申上兼候へ共、見本及び
薬品録を御送り被下度、猶現貨何程にて当地に御廻送
降され候哉、御尋申上候、且又都合に依れば貴館之薬種
布畦特約品として販売仕り度候處、御結約成し降され
間敷候也、もし結約成し被下候へば如何に致し候、御

承諾成し被下候也、右特約之相談は関氏にも依頼致し
置候、関氏の申さるは貴館の方は何様にも取はからい
候致との事に候処、何分宜敷御衣頼申上候、早々拝具
候致との事に候処、何分宜敷御衣頼申上候、早々拝具

四 宿泊小使帳

大正四年

大正四年四月十三日

宿料及小使日記帳

大西甚七有

埼玉県北足立郡草加町二丁目藤婦屋着四月十五日
(大正四年)
四月十三日 参円八六錢 吉野ヨリ

北千住迄汽車賃

四月十四日	參拾錢	煙草壹個代
四月十四日	三錢	わらんじ壹足
四月十四日	三拾錢	はがき二十枚代
四月十五日	拾錢	中食一ヶ

2 生産・販売

四月廿日	六円四八銭	宿料及弁当代	但シ弁当付 戸ヶ崎仲屋方支払ヒ
四月二十一日	武拾円也(印)	自宅へ送金	母上ノユハイ代
四月二十四日	二十銭	為替料及書留代	煙草壹個代
五月一日	十銭	筆二本代	ニシン六百目代
五月一日	三銭	わらんじ一足	エンピツ十三本代
五月三日	六銭	はがき四枚代	ザッキ帳五冊代
五月九日	三拾錢	煙草壹個代	五月廿日 三拾五銭
五月十日	八拾円(印)	自宅へ送金也	四拾錢
五月十日	四十三銭	為替書留賃	五月十二日 四銭
五月十日	拾二銭	千住ヨリ草加迄汽車	五月十三日 壱円二九銭
五月十日	三二銭	宿料半泊	三宿分及中食一ツ代
五月十一日	三二銭	汽車賃	草加藤婦屋方
五月十一日	二銭五厘	榎戸河知屋方ヘ	五月十三日 三拾錢
五月十一日	二銭五厘	帳面二冊代	五月十三日 六十九銭
五月十四日	五銭	若松ニテ果子代	五月十四日 拾五銭
五月十四日	七銭五厘	喜多方伊勢屋方ニテ	喜多方伊勢屋方ニテ
五月十四日	七銭五厘	はがき五枚代	はがき五枚代

五月十七日	三錢	わらんじ壱足	九〇円五八錢
五月十七日	拾錢	さんパツ代	大正七年 四月十五日～五月十六日
五月十八日	三錢	わらんじ壱足	三二円一五錢五厘
五月十九日	武円四拾錢	宿料六泊	同 八月十三日～十二月四日
野沢新布袋方	但シ壱宿四十錢割	野沢ヨリ吉野迄汽車	一一七円八錢
五月廿日	五円五錢	野沢ヨリ吉野迄汽車	大正八年 四月十八日～五月十五日
賃			三八円七六錢五厘
(費用合計)	一金參拾四円五五錢五厘		同 八月五日～十一月五日
(注)			一三八円七五錢
この日記帳は大正十一年十月二十四日まで記入されているが、その詳細は省略し、以下に行商期間と費用合計のみを掲げる。行商額は上記と合致する。			
大正四年	七月五日～十二月十八日	大正九年 五月二日～五月十五日	大正九年 五月二日～五月十五日
	一一六円二〇錢		三六円九七錢
大正五年	四月十日～五月二十日	同 八月十三日～十一月十一日	一五八円七〇錢五厘
			大正十年 四月十二日～五月十六日
同	七月二十七日～十二月十五日	六八円五六錢	六八円五六錢
	(不記載)		
大正六年	四月十三日～五月十四日	同 八月十二日～十一月六日	同 八月十二日～十一月六日
	二五円八四錢	(不記載)	五〇円八七錢
同	八月二十五日～十二月二十五日		大正十一年四月二十七日～五月十九日
			六一円九七錢

(登尾俊一氏感)

ニハ一般県民ノ自覚發奮ニ俟ツベキモノ多キヲ信ス

一五 奈良県内の家庭内職と副業奨励

大正十年

大正十一年度副業奨励計画書 一般奨励計画ノ大要

市街地内職

市街地ニ於テ最モ普ク行ハレツツアルハ家庭婦人ノ和服裁縫ナリトス、其ノ他主ナル種類ハ、左表ノ通リニシテ從前行ハレタルモノニシテ財界変動ノ影響ニヨリ著シキ減少ヲ示セルハまにら麻糸継ギニシテ全ク途絶セシハ裝飾用硝子玉切リナリトス、歯ブラシハ最盛當時一千名以上ノ従業者アリタルモ印度政府ノ禁輸以来頓ニ減少セリ、

由来県下都會地ニ於テハ内職ヲ蔑視スル氣風アリテ惡習ノ未ダ去ラサル地方アルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ、殊ニ

本県ノ位置阪神ノ都會地ニ近ク奢侈ノ風不知不識ノ間ニ侵潤シ來リ冗費ノ支出年ト共ニ嵩ミツツアリ、県ハ夙ニ之等ノ悪風ヲ矯メ勤儉貯蓄ノ美風ヲ養成センガ為各種ノ会社ヲ催シ、之ガ勸奨ニ力メ或ハ家庭内職ヲ獎励スル等國家産業ノ發展ニ努メツツアリト雖、之カ隆興ヲ期セン

県下ニ於ケル副業ノ種類數多アリト雖、就中共同製茶組合ノ設置奨励、養鷄ノ普及並ニ經營方法ノ改善、藁細工ノ製造奨励、屑繭整理ニ関スル施設、薬草栽培ニ関スル施設等ヲナスハ本県農家ノ副業奨励上最モ適當ニシテ、

從来指導奨励シ來レリ、而シテ本年度モ引続キ内容書記載ノ方法ニ依リ夫々事業遂行ニ努メントス

(中略)

薬用植物栽培奨励補助 イ 計画ノ内容

県ニ設置セル薬用植物調査会ニ於テ特殊作物ノ副業的栽培事業ノ奨励方針ヲ樹テ斯業ノ向上發展ニ努メントス、之カ為郡市農会ニ於テ經費ヲ設置シタル場合及ビ郡市又ハ郡市農会ノ事業ニシテ適当ト認メタル場合ハ其ノ経費ニ対シ県費ヨリ相当補助ヲ交付セ

市街地ニ於ケル家庭内職一覽表 (大正十年)

種別 類別	受																			
受	受	受	受	受	受	持	受	受	受	受	受	受	受	受	持	受	受	受	持	受
二、二、一、																				エミ リシン
四三二	○○○	五〇	一〇	二〇	五〇	一〇	五〇	一〇	五〇	五三二	一二	半	五三〇	一						一日ノ工程
打打打	○○○	総	掛	本	又	本	又	本	又	升	貫	貫	本	杵	○○○	本	五五			一日ノ工賃
	五〇	一	一	一	一	一	五〇	一	一	一	一	一	一	一	二五〇	一	一	一	一	男
	五〇	一	一	一	一	一	五〇	一	一	一	一	一	一	一	二五〇	一	一	一	一	女
五三八四	二〇	三〇	三五	七〇	六〇	四〇	五〇	五〇	四〇	二〇	六〇	七〇	六〇	七〇	三七五五	一				従業戸数
○○○○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○○	、	円			同人員
九〇	一八五	七〇	一五九	二六四	一六	六〇	三〇	一〇	一五	二〇八	一四〇	一六〇	二八〇	三四〇	七〇	三二〇	一八五	五戸		従業地
一三〇	二六〇	二二〇	一七〇	三三三	一九	八〇	三〇	一二〇	一五	二六二	二八〇	二〇三	三〇	四一〇	八五〇	四〇〇	四〇〇	人		従業期節
生奈	龍奈	下	高御	高八	今八	田	初	郡	郡	桜	郡	生	生奈	櫻奈	奈	丹奈	奈	奈	奈良市	財界好況當時ト比較
駒良	田良	市	取所	田木井木	原本	原	瀬	山	山	井	山	駒	駒良	本良	良	波良市	奈良市	奈良市	奈良市	
町市	町市	町	町町	町町	町町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町市	市	市	市		
年	年	年	年	年	年	四月	一年	年	年	年	年	年	年	年	八六月	年	年	年	年	六四月
中	中	中	中	中	中	マヨ	デリ	中	中	中	中	中	中	中	マヨ	デリ	中	中	中	末迄リ
製品ハ内地向ニシテ益々消況ヲ 呈シ工賃ハ五割方上騰セリ由 用	大差ナシ	大差ナシ	ズ閉散ニシテ從前ノ如ク盛ナラ ニシテ近時盛トナレリモノ	大正四年頃ヨリ始メタルモノ	トナレリ	活氣ヲ呈セリ	本年ノ工賃ハ約三割方上騰シ													

ントスルニ在リ

口 経費予算別表ノ通り

参考事項

本県薬草ノ産額ハ約拾万円ニ達ス、主産地ハ吉野、宇陀ノ二郡ニシテ磯城、高市、南葛城ノ各郡之ニ次グ、生産物ハ殆ド仲買人ノ手ヲ経テ大阪方面ニ売却セラレツツアリ

前年来県ニ於テ五ヶ所ノ試作地ヲ指定シ県指示ノ要項ニヨリ栽植セシメタル収納物ハ全部県ニ蒐集シ、目下有効成分含量ノ分折^折中ニシテ極力研究ノ歩ヲ進メツツアリ

(中略)

薬用植物調査会費

イ 計画ノ内容

薬用植物ノ奨励ニ関シテハ前年来補助金ヲ交付シテ夫々事業ノ遂行ニ努メツツアリト雖、栽植用薬草品種ノ選定栽培方法等ニ関シテハ相當識見ヲ有スル技術者ニ乏シキタゞ、大正九年県ハ薬用植物調査会ヲ

設ケ、年々委員会ヲ開催シ委員ヲ先進地ニ派遣シテ

斯業ニ関スル調査ヲナサシメ、委員会ニ於テ審議以テ獎励ノ指針トナサントスルニ在リ

口 経費予算別記ノ通り

参考事項

薬用植物調査会ハ、大正九年五月ノ設置ニシテ本県薬用植物栽培奨励ノ指針機関タリ、其ノ規程ハ(一)般記事薬用植物参照ノコト)

(奈良県内務部『奈良県ノ副業』)

一六 大和壳藥の海外進出計画

昭和十年

拝啓農繁期愈々御多幸之段賀上候
陳者毎々御引立御厚情難有存じ候

扱て過日役員会に於て御披露申上候通り、満州壳藥株式公募中の處、締切期日内に最早申込数満株の盛況に有之候

御存じの如く大和壳藥将来の発展は滿州方面に販路を求

める事は洵に時代に適したる業にして、将来同会社は相

当発展の見込充分有之候

此際各位に於かせられても充分御研究の上、多少不抱御(拘)

申込被下様御勧め申上ぐる次第に候

右件に関し各位御訪問親しく御意見拝聴致し、尚本会社

の創立発起人に参加致し候関係上詳細御説明申上度存じ

候も、何分締切期日も切迫致し居り候事とて安川会長並

に最寄役員諸氏に御相談申上候処、一度本店に於て役員

諸氏の御会合を願ひ御協議申上ぐる必要有之やの御意見

に候御繁忙中誠に御足労ながら、左記日時に御縁合せ御

来店願上候

先は右得貴意度候

昭和拾年六月廿七日

増田 弥内

殿

記

一日時 六月廿八日 午后一時
一場所 増田兄弟商会工場樓上

薬友会決議録

昭和拾年六月廿八日鰐印薬業会役員会開催シ株式会社東

亜製藥公司株式申込方ニ付

左ノ通り決議ス

一 株式申込ハ鰐印薬友会ナル会ヲ新タニ組織シテ会ノ名儀ニ拠リテ各自希望数ヲ申込ミ為スコト

一 本会代表者ヲ福井清太郎氏トス

一 本会事務所ヲ増田兄弟商会内ニ置クコト

一 本日欠席ノ役員其他有志ニ勧誘シテ申込ヲ受ケルコト

ト

此ノ幹旋取扱方ハ本会ニ一任ノコト(幹並ニ事務)

株式ハ申込ヲ為シテ払込完了

株券交附ノ上ハ各自持分ヲ本会ヨリ委任状添付シテ其ノ持分ヲ引渡スコト

一名儀書換ハ本会ノ惣会ノ上ニスルコト

以上決議ス

以上

当日出席者

安川徳太郎	福井清太郎
松尾 昨治	柚木 勇蔵
増田 扇雄	石井芳太郎
中谷奈良藏	吉崎八太郎

右ノ通り決議セシコトヲ証ス

昭和拾年六月廿八日

(増田製薬株式会社謹)

右株式引受申度貴会社定款及ビ左記事項承諾ノ上証拠金
相添ヘ此段申込候也

一 申込株数ガ募集株式総数ヲ超過シタルトキハ此申込株
数ヨリ少數ノ株式ヲ割当テラル、モ異議ナキコト

二 株金払込ノ通知ヲ受ケ期日マデニ払込ヲ為サムルトキ
ハ本証拠金没収相成候トモ異議ナキコト

昭和十年七月参日

一覧

昭和十年

住所 奈良県高市郡新沢村大字川西

増田兄弟商会内

鯛印薬友会

申込人代表者 福井清太郎印

株式会社東亞製薬公司発起人御中

一 株式会社東亞製薬公司株式壹百叁拾株

此株金總額金貳千六百円也（壹株ニ付貳拾円也）

此証拠金參百九拾円也（壹株ニ付參円也）

定款作製ノ年月日 昭和十年四月十八日

一 目 的

並ニ之ニ附帶スル業務、
亮薬營業、亮薬諸亮營業、輸出亮藥營業、

壹株券	八拾通
拾株券	五通
五拾株券	通

印收參
紙入錢株式申込書（本証書式通印鑑用紙式）
(葉必ズ御差出被下度候)

一七 東亞製薬公司株式申込書と発起人

一 商 号	株式会社東亜製薬公司
一 資本ノ総額	金貳拾萬円
一 壱株ノ金額	金貳拾円
一 払込金額	壹株ニ付金貳拾円（金額）
一 取締役ガ有スヘキ 株式ノ数	壹百株以上
一 本店ノ所在地	奈良県高市郡高取町
一 会社ガ広告ヲ為ス 方法	（本店ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ商業登記ニ於テ之ヲ為ス）
一 会社ノ負担スヘキ 設立費用	金貳千円以内
一 株式ノ申込ヲ取消 シ得ヘキ時期	（昭和十年八月三十一日迄ニ会社ガ成立セザルトキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得）
一 各発起人カ引受ケタル株式ノ数及ヒ其住所氏名左ノ 如シ	（賛成人氏名株式申込払込金取扱所ハ別紙参照）
一 八百株	奈良県高市郡新沢村 増田善太郎
一 六百株	全全船倉村 奥村正信
一 五百株	全全新沢村 増田弥内
一 四百株	奈良県高市郡天満村 辻利吉
一 四百株	全南葛城郡葛村 安田寅吉
全全全	安田誠一

八 協和製薬公司創立総会報告書

株式会社東亜製薬公司創立事務所

（増田製薬株式会社蔵）

奈良県高市郡高取町

一 参百五拾株	全全全	中島太兵衛
一 参百株	全全	掖上村
一 参百株	全	南才一郎
一 参百株	全	高市郡高取町
一 参百株	全	南葛城郡吐田郷村
一 参百株	全	中村駒治郎
一 参百株	全	梶谷益次郎
一 参百株	全	喜多正義
一 参百株	全	岡村源太郎
一 参百株	全	谷口寅藏
一 参百株	全	増田弥九郎
一 参百株	全	平山太次郎
一 参百株	全	大正村
一 参百株	全	中島能恭
一 参百株	全	田中熊治郎

昭和十年八月二十七日南葛城郡御所町土佐喜ニ於テ株式
会社協和製薬公司創立總会ヲ開催シ、決議シタル要項左
ノ如シ

第壹号案

商法第二百三十二条ニヨル創立ニ関スル事項報告ノ件

満場一致 承認

第貳号案

定款承認ノ件

東亜製薬公司ナル名称ヲ協和製薬公司ト改
称シ其他全部原案承認

第參号案

取締役及監査役選任ノ件

取締役 増田善太郎

奥村 正信

増田 弥内

安田 誠一

南 才市郎

谷口 寅藏

参考

ヲ選任シ尚社長、専務取締

役、常務取締役ヲ左ノ通り

社長 増田善太郎

専務取締役 増田正信

常務取締役 増田 弥内

〃 安田 誠一

取締役 辻 利吉

監査役 喜多 正義

〃 平山太次郎

第四号案

検査役ノ調査事項報告ノ件

満場一致 承認

附記

一 当会社株主人員	百七十八名
一 創立総会出席人員	五十八名
一 創立総会決議権委任人員	七十七名

昭和十年九月七日会社設立登記終了

田善太郎ト定ム

右報告候也

昭和十年九月 日

株式会社協和製薬公司

取締役社長 増田善太郎

株式会社東亜製薬公司創立ニ関スル

事項報告書

株式会社東亜製薬公司創立總会ニ當リ、其ノ創立ニ關スル事項ヲ報告スルコト左ノ如シ、曩キニ本社創立趣意書ニ発表セル如ク隣邦滿州國ニ売薬ノ輸出ヲ成スノ目的ヲ以テ、下名等相謀リ本社ノ創立ヲ発起セリ、幸ニ各位ノ熱烈ナル替助ニ依リ予定ノ進捗ヲ見、本日其ノ創立總会ヲ本所ニ開催スルヲ得タルハ不肖等ノ感激措ク能ハザル所、今左ニ之ガ経過ヲ略述シ各位ノ承認ヲ乞ハントス

一 昭和八年四月十八日定款ヲ作製ス

一 全 年全月二十三日創立事務所ヲ奈良県高市郡高取町大字觀覚寺壱四七番地ニ設置シ尚発起人総代ヲ増

一 資本金ノ總額貳拾万円ヲ壹万株ニ分チ、発起人ニ於テ五千九百貳拾株ヲ引受ケ、残四千八拾株ニ付テ一般ヨリ募集スルコトニ定メ、七月十五日発起人ハ各株式引受申込人ニ対シ、其ノ確定株式數及八月三日迄ニ株金ノ払込ヲナスベキ旨ノ通知ヲ發シ、八月五日全部ノ払込ヲ了シタリ

即チ商法第二百三十四条第二項第二号ニヨル、所謂払込ヲ終リタルモノナリ、而シテ株式払込金貳拾万円也ハ奈良信託株式会社ヘ保管預ケヲ成シタリ

一 昭和拾年八月二十七日創立總会ヲ奈良県南葛城郡御所町土佐喜福飯鎮二方ニ於テ開催スル旨、八月十日各

2 生産・販売

株主へ通知ス

一 会社ノ負担ニ帰スベキ設立費用金壱千參百六拾壹円
七拾九錢也

右株式会社東亞製藥公司創立ニ関スル事項商法第百三十
二条ニヨリ及報告候也

昭和十年八月二十七日

株式会社東亞製藥公司

発起人総代 増田善太郎

(増田製藥株式会社謹)

一九 協和製藥公司の定款改正

昭和十一年

- (一) 定款第三条「当会社ハ壳藥營業、壳藥請壳營業、輸出壳藥營業並ニ之ニ附帶スル業務ヲ以テ目的トス」ト
アルヲ、左ノ如ク変更ス
「当会社ハ壳藥營業、壳藥請壳營業、輸出壳藥營業、
製藥業、藥種商、藥品及衛生材料品貿易、並ニ之ニ附
帶スル業務及之等ノ業務ヲ當ム会社ニ出資スルヲ以テ
目的ス」

(可決)

- (二) 定款第四条「当会社ノ公告ハ本社ノ所在地ヲ管轄ス
ル登記所ノ商業登記ニ関スル公告ヲ掲載スル新聞紙ニ
掲ケテ之ヲナス」

トアルヲ、左ノ如ク変更ス

「当会社ノ公告ハ本社店頭ニ掲示ス」

(可決)

- (三) 定款第一八条「定期總会ハ毎年三月及九月ノ兩度ニ
取締役之ヲ招集シ臨時總会ハ必要ニ応シ取締役之ヲ招
集ス」トアルヲ、左ノ如ク変更ス
「定期總会ハ毎年六月及十二月ノ兩度ニ取締役之ヲ招

議案第壹号

定款変更ノ件

昭和十一年四月八日南葛城郡御所町大和壳藥同業組合事
務所ニ於テ臨時株主總会ヲ開会シ決議シタル事項左ノ如
シ

集シ臨時総会ハ必要ニ応シ取締役之ヲ招集ス」

(可
決)

議案第式号

本社第壹期決算報告延期ノ件

本改正定款ニヨリ六月ノ定期総会迄之ヲ延期セントス

(可
決)

昭和十一年四月 日

株式会社協和製薬公司

取締役社長 増田善太郎

各株主殿

(増田製薬株式会社藏)

II 行商人交代の得意先挨拶状

昭和十二年

若し品切れの薬剤有之候はゞ、御手数ながら御はがきにて御一報被下候はば、早速御送薬申上べく候
尚特殊薬の美血及タイチン等に就いては、昨年参上の節
御用命を蒙り、其後も引続き御下命御愛用下され候向多
数有之候而、何れも其の薬効価値に付ては絶大の御好評
を賜り居り候、右特殊薬の御入用の砌りは同封振替用紙
御利用御送金御注文被下候歟、又は御はがきにて御一報
被下候はば、代金引換便にて御送薬申上べく候

謹啓 炎暑の候に御座候処、御尊家御揃にて御変り無く
御過し被遊候哉、御伺申上候

陳者毎々格別の御愛顧を蒙り難有御礼申上候、殊に錦地
出張員吉井寅之助参伺の節は常に多大の御懇情を辱ふし

感謝の至りに存じ候

扱て本年度は既に錦地へ御伺ひ申上ぐべき筈に相成り居
り候処、右当人は先般軍務公用の為め応召致し、目下聖
戦に参加其の任務に当り居り候、因て当分御訪問致し兼
ね候間、不悪御諒承願上候

何れ来る十二月か一月頃には代人御伺ひ申上くべき予定
に御座候間、其の節は何分宣敷御願申上候

就ては前年参伺以来相当の日数も経過致し候事とて、御
預け薬中、既に御服用済みに相成り候品も相之候かと拝
察仕り候

御一報被下候はば、早速御送薬申上べく候
尚特殊薬の美血及タイチン等に就いては、昨年参上の節
御用命を蒙り、其後も引続き御下命御愛用下され候向多
数有之候而、何れも其の薬効価値に付ては絶大の御好評
を賜り居り候、右特殊薬の御入用の砌りは同封振替用紙
御利用御送金御注文被下候歟、又は御はがきにて御一報
被下候はば、代金引換便にて御送薬申上べく候

非常時局に対処するには体位の向上が最も緊要と存じ候、何卒盛夏の折柄一層御健康に御留意被下度候

乍末筆貴家御一同様の御多祥を御祈り申上候

先は右暑中御伺ひ旁々得貴意度候

敬具

昭和十二年七月盛夏

鯛印増田胃腸丸本舗

増田兄弟商会

殿

(増田製薬株式会社蔵)

之ガ費用ノ捻出ハ、従来本店ヨリ取引額ニ応シ受ケツ
、アル獎励金ノ交付ヲ、本年度ヨリモ相当ノ援助ヲ受ケ
テ、其費用ニ充当シ、尚本店ヨリモ相当ノ援助ヲ受ケ
テ本年度ヨリ実行スルモノトス

右広告掲載方等ニ付テハ惣テ本店ニ一任ス

一 内地（本土内）ニ対シテ

鯛印薬業総会決議事項

昭和拾參年弐月十一日午后一時二十分開会

出席会員三十七名

（中略）

協議事項

会費滞納者ニ対シテノ処置

宣伝方法ニ関スル件

決議

一 北海道地方ニ対シテ

全道ニ亘リ我ガ鯛印製剤ヲ配置セラレアリテ、宣伝方
法ニ就テハ新聞廣告ヲ利用スル事ガ効果的ニシテ、今
後小樽新聞ト北海タイムスノ二社ヲ利用スル事トシ、

乍末筆貴家御一同様の御多祥を御祈り申上候

先は右暑中御伺ひ旁々得貴意度候

敬具

昭和十二年七月盛夏

鯛印増田胃腸丸本舗

増田兄弟商会

殿

(増田製薬株式会社蔵)

右広告掲載方等ニ付テハ惣テ本店ニ一任ス

一 内地（本土内）ニ対シテ

各府県ニ配置区域ガ散在シ居リテ新聞廣告利用ハ至難
ナリ、依テ適當ナル宣伝用小冊子様ノモノヲ本店ニ於
テ作製シ、各自之ヲ購入シテ利用スルコト、ス

尚其他ニ適切ナル方策ノ研究方ヲ本店ニ一任ス

会費滞納者ニハ本会々員トシテノ待遇セザルモノト

生貝母壳契約書

ス

配置区域ノ報告方ニ就テ

配置台帳ノ整理上及ビ本店ニ於テ小注文（得意先ヨリ直接
注文）ニ際シ、担当者不明ノ場合ハ送薬セラレザル事ト
ナリ、得意ニ対スル信用上相互ノ不利益トナルニ付、明
細ナル配置区域ヲ記載シテ本店ヘ報告願度シ

右報告候也

昭和拾參年二月十二日

鯛印薬業会

会長 安川徳太郎

会員 殿

附記

会費未納ノ向ハ至急本会ヘ納付被下度候

（増田製薬株式会社謹）

三 生貝母壳買契約書

昭和十三年

芍薬根壳買契約書

三 芍薬根壳買契約書

昭和十三年

（前忠兵衛氏謹）

下市大字柄原ニ生産スル生貝母凡ソ貳百貫計リ柄原農事
実行組合ヨリ壳契約仕候事実正也、値段ノ義ハ吉野郡内
組合販売ノ高値ヲ以テ販売仕リ候
荷渡シハ六月十五日頃迄ノ事

契約致ハ直接他商人ニ販売致さず、右契約金トシテ金參
拾円受取候也

右ノ通壳契約仕リ候、依而如件

柄原農事実行組合

植森 德繁

中村 孝雄

昭和十三年六月一日

前忠商店御中

（前忠兵衛氏謹）

一 芍薬根（生ガプロ付）約壱万壱千四百貫（但大字東井
上ノ分）

右ノ芍薬根壱百貫ニ付金八拾弐円也ノ割ニテ東井上地
場取引致可キ事契約候事実証也

一 芍薬根（生ガプロ付）約二千貫（但外大字平田、
笠形、法貴寺ノ分）

右ノ芍薬根壱百貫ニ付金八拾円也

右両口共取引期間（自昭和十三年九月十日
ヨリ至全年十月末日迄）

一 契約保証金々壱千円也ヲ納付ス、本契約保証金ハ取
引ノ最終迄保留スルコト

一 取引法々ハ契約ノ価格ニテ現品引換ニ代金ヲ支払フ

事、但毎通知ノ度ニ買主ハ川東村大字東井上大字会所

ニテ芍薬ヲ受取り代金ヲ支払スル事

右売買契約シ履行証スル為本書式通ヲ作成シ双方各壱
通ヲ所持スルモノトス

依而如件

昭和拾三年八月弐拾壱日

契約者 売主 奈良県磯城郡川東村 大字東井上大字總代
買主 奈良県吉野郡下市町 前 博之

二 鰐印薬業会会則と細則

昭和十四年

鰐印薬業会会則

第一条 本会ハ鰐印薬業会ト称シ、事務所ヲ増田兄弟商
会内ニ置ク

第二条 本会ハ増田兄弟商会ト直接取引ヲ為ス販売員ヲ
以テ組織ス、且之レガ販売員ハ本会ニ入会スル義務ア
ルモノトス

本会ノ会費ハ年壱円トシ、総会ノトキ之ヲ納付スルモ
ノトス

総会当日欠席者ハ総会後一ヶ月以内ニ納付スペキモノ
トス

第三条 本会ノ目的ハ左ノ通りトス

- 一 会員相互ノ親睦ヲ図ルコト
- 一 人格ノ陶冶（治）信用ノ增大ニ努ムルコト
- 一 売捌上ニ就キテハ能ク研鑽封究ヲ為シ持ニ藥物知（特）

（前忠兵衛氏蔵）

織ノ增進ヲ図ルコト

一 鮎印配薬ヲ社会的最モ有意義タラシムルコト

一 売捌上ニ於ケル諸般ノ秩序整頓ニ任スルコト

第四条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク、且シ役員ハ總テ名譽職
トス

会長一名副会長一名幹事長一名幹事十二名（内一名ハ

製剤者ヲ以テ之ニ充ツ）評議員若干名顧問若干名事務兼

会計一名

第五条 役員ノ任期ハ式ヶ年トシ、總会ニ於テ會員中ヨ

リ互選ス

但シ總会ノ決議ニ拠リ指名推選ノ法ヲ用フル事ヲ得

顧問ハ会長之ヲ推選シ役員会ニ於テ之ヲ決ス

第六条 本会ニ入会スル者ハ入会金壱円ヲ納付スルモノ

トス

第七条 本会ノ會議ヲ分チ會員總会役員会ノ二種トス

第八条 總会ハ通常總会臨時總会ノ二種トシ、通常總会

ハ毎年一回必ズ之ヲ開キ、臨時總会ハ必要ノ都度之ヲ

開ク

第一三條 役員会ニ於テ議決スベキ事項概目左ノ如シ

第九条 役員会ハ会長副会長幹事長幹事評議員ヲ以テ組

織シ必要ノ都度之ヲ開ク、但シ時宜ニ依リ幹事及評議

員ノ召集ヲ省略スルコトヲ得

第一〇条 会員三分ノ一以上連署又ハ製剤者ニシテ幹事
三名以上ノ同意ヲ得テ會議召集ノ請求アリタルトキハ

連帶ナク其手続ヲ踏ムコトヲ要ス

第一条 会長職務権限左ノ如シ

一 本会ヲ統轄シ庶務ヲ整理シ本会ヲ代表ス

一 会員ヲ召集シ會議ノ長ト成リ其議案ヲ発シ其議決
ヲ施行スルコト

一 会員又ハ会員ノ同居家族ノ兵役ニ依ル入退常又ハ
其葬式ニ際シテハ代表旗ヲ贈リ別ニ定ムル内規ニ依
リ祝弔ノ意ヲ表ス

第一二条 副会長ハ会長ヲ補佐シ会長故障アルトキハ替
テ其ノ代理ヲ為ス、会長副会長共ニ故障アルトキハ
幹事長之ヲ代理シ幹事長事故アリタルトキハ幹事之

ヲ代理ス

2 生産・販売

- 一 総会ニ提出スベキ議案ノ審査ヲ為スコト
- 一 会員相互ノ紛争採断ヲ為スコト
- 一 会員及会員ノ使役スル行商員ノ善行表彰並ニ除名処分ニ関スル事項
- 一 新加入者ノ採否ニ関スル事項
- 一 本会ノ目的遂行ニ関シ製剤者ノ意見ノ申込ヲ為スコト
- 一 天災地変ニ依リ会員ノ得意ニ大變化ヲ來タルトキハ審査ノ上応分ノ義捐金ヲ募リ之ヲ救援スルモノトス
- 第一四条 役員ノ決議事項ハ總テ次ノ総会ニ於テ会長ヨリ必ズ之ヲ報告スルコトヲ要ス
- 第一五条 総会ニ於テ議決ヲ為スベキ事項ノ概目左ノ如シ
- 一 役員ノ選挙ヲ行フコト
- 一 販売上ノ発展ニ關シ製剤者ニ意見ノ申込ヲ為スコト
- 一 会則ノ改変変更ヲ行フコト

シ

細則

- 第一条 本会員ハ相互ニ商業道徳ヲ重ンジ鯛印製剤ニ係ル同方名及同商標ノ薬剤ニシテ、既ニ配置シアル所ヘハ新ニ同方名及同商標ノ薬剤ヲ以テ配置セザルモノトス、若シ事実ヲ知ラズシテ配置シタル場所ハ次回行商
- 第一六条 会議ハ總テ出席会員ノ過半数ヲ以テ決ス、可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス
- 第一七条 本会員ハ増田兄弟商会トノ取引ニ付テハ同商會ノ定ムル営業店則ヲ遵守スベキモノトス
- 第一八条 本会ハ左ノ帳簿ヲ置ク
- 一 会則 二 会員名簿 三 配薬名簿
- 四 決議録 五 事業録

ノトキ必ズ後者ハ引キ揚クベキモノトス

通報スペキモノトス

万ニ之ヲ行ハサルトキハ前者ニ於テ全薬剤ヲ没収スル

ノ権利ヲ有ス

内規

第二条 本会ニ配薬ノ名簿ヲ添ヘ、会員ノ配置場所ヲ記

載スルモノトス

新タニ配薬スル者ハ予メ其ノ場所ヲ申込承認ヲ得ルモ

ノトス

但シ其ノ申込ノ日ヨリ万^(満)ヶ年間ニ配置セサルトキハ

申込ハ無効トス

第三条 本店製剤者ニ於テ定メタル営業店則並ニ薬剤価額ニ付、変更ノ必要ヲ生シタルトキハ製剤者ハ役員会ニ役員会ハ製剤者ニ互ニ必要ト認メタル者ヨリ之ガ協商ヲ為シ、其ノ協定ヲ経テ定ムルモノトス

但シ原料ノ変更又ハ其ノ価格変動等ニ依ル急迫ノ場合

ハ、製剤者ニ於テ事後承諾ノ下ニ薬価ヲ変更スルコト

ヲ妨ケス

第四条 本則第一一条第三号第一三号第二号第六号ノ該

当事項ヲ生シタルトキハ、会員自カラ本会ニ宛テ之ヲ

本会則並ニ細則ニ依ル規程ハ左ノ如シ

種別 会員ノ場合 家族ノ場合

入退営 金 参円 金 弐円

戦死者 金 拾円 金 五円

戦病死者 金 七円 金 参円

戦傷者 金 参円 金 弐円

香儀 金 五円 金 弐円

但シ本会ニ功勞アル向ニ対シテハ特別ニ斟酌スルコト

アルベシ、香儀ノ部家族ノ場合定年未満ハ本規程ヲ

適用セズ

以上

(増田製薬株式会社蔵)

三 時局下の鯛印薬業会

昭和十四年

鰐印薬業会総会決議事項報告書

まくり

三厘

三厘

以上

場所 本店内

日時 昭和十四年二月廿七日午后二時開会

出席者数 四十三名

一 報告第一号

昭和拾參年度鰐印薬業会決算報告承認ノ件

別紙報告書通リ承認セラル

二 補助金採納方承認ノ件

一金五拾円也ヲ本店ヨリ本会へ補助金交附セラル

右採納スル事ニ決定承認セラル

三 製剤品中原価値上方承認之件

其後原料品暴騰ニ依リ、本店ヨリ左記値上方要求アリ

タルニ付、午前中役員会開催シ、交渉ノ結果、本店ニ
於テ尚当分犠牲ヲ忍バレテ左記ノ通り値上ヲ承諾シ、
總会ニ報告之ヲ承認セラル

其他協議事項

一 旧薬交換ニ付テハ十貼未満ノ端数ハ遠慮スペキ事
二 小注文ノ整理上各自得意ノ配置区域ヲ明確ニ本店ニ
報告スル事

報告ヲ怠リタル者ノ得意先ニ対シテハ送薬無キ場合異
議申サズル事

品名 本店値上要求額 値上額

増田胃腸丸

三厘

一厘

実母散

三厘

二厘

三 販路拡張ノ為メ挿ミ得意（追付）ニ対シテハ本店ニ

四 旧薬交換率変更ノ件

左記ノ通り、交換率ヲ変更シ三月一日ヨリノ受入ニ対
シ、之ヲ実(行)スル事ヲ本店ニ於テ承認セラル

品名 従前 変更

増田胃腸丸 百ニ対スル六十五 百ニ対スル七十

高級トンプク ハ 六十五 ハ 七十

五 正価販売励行方ノ件

国策ニ順応シテ本店ノ指示ニ基キ之ヲ励行スル事

於テ適當ノ獎励方法ヲ講ズル事

其他薬剤並ニ販売方法ニ付テ、中井薬剤師ヨリ約一時間

規程ニ依ル

ニ亘リ講演アリテ、午后六時三十分閉会

第四条 本店ノ販売品ハ總ヘテ本店渡シトシ、運賃及荷

右報告候也

昭和十四年三月一日

鯛印薬業会

会長 安川徳太郎

会員 殿

(増田製薬株式会社謹)

二六 増田兄弟商会營業店則

昭和十四年

増田兄弟商会營業店則（昭和十四年九月十五日実施）

第一条 御取引ヲ願フ方ハ、左ニ定メタル条項ニ付、二
名以上ノ保証人連署ヲ以テ本店ニ契約セラル、モノト

セス

第二条 御取引ハ總テ現金取引トス

第三条 売渡品ヲ後日ニ至リ買戻シ又ハ他品ト交換スル

ス

第八条 御取引者本店ノ大袋又ハ本店ノ商標ヲ使用シタ
ル容器中ニハ、本店薬剤ノ外ハ之ヲ併置スルコトヲ得

コトハ一切之ヲ謝絶ス、但受入ノ場合ハ別ニ定メアル

第九条 御取引者ハ本店薬剤名又ハ本店商号若シクハ其商標ヲ附シタル配置用大袋挿袋又ハ之ニ代ルヘキ容器

其他広告物ヲ、私ニ之ヲ調製使用スルコトヲ得ス

第一〇条 第五条ノ告知後六ヶ月以上ヲ経過シ、他人ガ

先ソジテ其ノ地域ニ新拡張ヲ為スコトアルモ、本店ハ

其ノ責ニ任セス

第一一条 本店取引ヨリ漸次他取引ニ移ラントシ又ハ自

製ノ薬剤ヲ以テ引換ントセラレタルトキハ、其ノ得意

ニ対シ本店ノ同一商標商号ノ薬剤ヲ重ネテ配置セラル

、コトアルモ、其ノ配置ニ関シテハ異議ノ主張ヲ為ス

コトヲ得ス

第一二条 本店ノ薬剤ニシテ同一商標商号ノモノハ、前

条ヲ除クノ外、之ヲ重複シテ預ケ込ムコトヲ得ス、其

ノ之ヲ為シタルトキハ本店ハ其ノ薬剤ノ引上ゲヲ求

メ、若シ応セサルトキハ取引ヲ停止シ又ハ廃止スルコ

トアルヘシ

第一三条 得意ノ売買ハ本店ニ於テスルヲ原則トシ、已

ムヲ得サルトキハ本店員ヲ立会セシメテ之ヲ行ヒ、売

買成立シタルトキハ本店備付ノ原料ニ登録ヲ受ケラレ

タシ

第一四条 本店則ニ違背シ又ハ背信ノ行動アリテ何レカ

一方ガ他方ニ損失ヲ与ヘタルトキハ、相当ノ損害賠償

ノ責ニ任スヘキモノトス、本店ニ於テ取引者ガ本店則

ニ違背シ若クハ背信ノ行動アリト認メタルトキハ取引

ヲ停止シ又ハ廃止スルコトアルヘシ

昭和十四年九月十日改正

増田兄弟商会

殿

(増田製薬株式会社藏)

二七 原料暴騰による製品値上げ通知

昭和十四年

謹啓 秋涼之候愈々御清祥之段賀上候

陳ば毎々格別の御引立御厚情を蒙リ難有存じ候

却説時局柄其後統制が益々強化せられ、諸物資が次第に逼迫を告げ、我が売薬原料・材料品に於ては未曾有の払

底を來たし、価格は続騰し、之が買入に多大の苦慮致し、辛ふじて各位の御需用に御支障なき様にと努力致し居候も、原料材料品の入手困難に伴ひ発送遅延致し、時々御迷惑相懸け居る始末に候

先は右御通知旁々悃願仕候
昭和拾四年九月十五日 殿

御取引に就て特に御願

然るに過般歐洲大戦勃発以来、更らに状勢転換倍々急迫を告げ、凡ゆる原料・材料品は極度の品不足と共に暴騰を來たし、其上取引は殆んど現金若くは前金と言ふ様な始末にて、誠に困窮仕り居候

現下非常時局に鑑み、利害を度外して原価の値上等に付ては持に堪え難きもの一、二に止め居候処、現状にては事業經營上、これ以上到^(特)低忍び難く、全般的に或る程度の値上御願致したく存じ候も、尚極力自重して息む得ざるもののみに付て、一部最少限度の値上、及御取引方法を別紙の通り改正仕り候間、弊舗の苦衷御洞察被下而、

一 現下の状態では原料材料品は極度の払底を來たし、価格は暴騰し且つ取引は殆んど現金又は前金となりまして、資金運用上從来の如き御取引方法にては經營困難に陥り、円滑なる御取引が期せられませんので、此際精々御入金を御早く願ひ度く、而して今後は相成るべく現金御取引に願ひ度く存じます

二 御注文の発送又は御引渡は御注文受附日順に依りて御渡し申上げますから、御注文は成るべく御早く御差出し願ひます

御了承の上御支援の程願上候

右に対し役員会の御開催を得て決定仕り度存じ居候処、時節柄大半御不在なるに付、乍勝手緊急を要し候故、斯の如く決定仕り候間、特に御諒察願上候

三 大口御注文は一度に整ひ兼ねます場合がありますので、息むを得ず数回に分ちて御送り致す事があります、殊に御急ぎのときは客車便又は郵便小包便を利用致しますから、運賃と荷造費の嵩む点と多少の延着は

此の場合特に御了承願ます

四 卸原価に付ては原材料品が時々刻々に相場の変動がありますので、当分従来の如き日時を要する御協定は出来兼ねますので、御引渡し当時の時価に依りて御勘定を願ふ事に致しますから御了承置願ひます

五 従来北海道及樺太地方の御取引を除きて交附して居りました獎励金は、当分の内、之を撤廃し且つメンサリ及特殊製剤並に印刷物其他附属品に対しては、獎励金と謝恩金の交附を当分の内撤廃させて頂き度く存じますから御承認願ひます

右御迷惑御不満の点多々これあります事と存じますが、弊舗の苦衷を御諒察承認下さいまして相変らず御引立御愛顧の程伏して御願申上ます

昭和十四年九月十五日

殿

増田兄弟商会

(増田製薬株式会社蔵)

シテ居リマス

二六 新製品(かぜ薬)発売の案内状

昭和十四年

新製品御案内近日中ニ発売
ネオトンプク

本剤ハ高級トンプクノ姉妹品トシテ新タニ発売スルコトニ致シマシタ

従来ノ高級トンプクノ原料品中ノ二品ハ市場ニ於テ、殆ンド品切同様ノ払底状態ニテ、当分ハ当抵^(底)各位ノ御入用量ノ製造出来難キ為メニ高級頓服ノ類似品トシテ本剤、御利用ヲ願ヒ度ト存ジマス

本剤ノ薬味外觀ハ高級トンプクト略々同様デ、主薬ハピラミドンニシテ、尚其他ニ解熱鎮痛、祛痰、強心剤等ヲ配合シ、かゼクスリトンプク剤トシテ高級トンプクニ比シ、余リ遜色ノ無イモノデアリマス、一般市販ノトンプク剤ニ劣ラス、自信ヲ持ツテ居リマス
而シテ表裝及薬包紙等ニ於テモ高級トンプクト近似致シテ居リマス

精神的労働者ニハ高級トンプク、筋肉的労働者ニハ、
ネオトンプクヲ御勧メ致シ度イト存ジマス

原価ノ点ニ於テハ高トンヨリ〇、三方格安デアリマシ

テ、正価ハ高級トンプクト同様ニ致シテ居リマス

尚他ニ特製トンプクトシテ高級トンプク以上ノ効力ア
ルモノヲ製剤発売スペク目下研究中デアリマス、之ガ
正価ハ十五。トシテ從テ原価モ高トンヨリ多少高価ニ
ナリマス

特製正セメンエン

本剤ハサントニンノ含有量ヲ、従来ノ高級正セメンエ
ン以上ニ用ヒテアリマシテ、仍ホ之ニ驅虫ノ目的ヲ容
易ナラシムル為、緩下剤ヲ配合シ有効的正ナル理想薬
デアリマス

従ツテ原価モ稍高クナリマスガ、御得意先ニ満足ヲ与
ヘ信用ヲ獲得スル手段トシテ御利用願ヒマス、原価ハ
高級セメンニ比シ、約一、六。高ニナリマス正価ハ十
五。ニナツテイマス

以上二品ハ、近日中製品出来上リマスカラ、其内見本御

送リ申上ゲマス、セメンエンノ方ハ御注文數丈御引渡シ
致シ兼ネマスカラ、予メ御了承願ヒマス

昭和十四年十月廿八日

増田兄弟商会

(増田製薬株式会社謹)

二九 円ブロツク向け輸出調整品目中、

壳葉削除を請願の件

昭和十四年

追加議案

建議

左記の通り本会議事細則第六条に拠り建議案及提出候也

提出者 大阪府壳葉同業組合

賛成者 東京薬業同業組合

代表 竹村 幸次郎

賛成者 富山県壳葉同業組合
代表 加藤 勝衛

代表 荒木 甚助

賛成者 大和壳薬同業組合

附議案件

代表 中島 太兵衛

一 昭和十五年度決算並ニ業務報告之件

原案通り承認

請願の件

理由

壳薬は特殊使命を有する商品なるに鑑み、昭和十四年九月二十日商工省令第五十三号を以て公布せられたる円ブロック向輸出調整に関する別表品目中壳薬を、其の品目中より削除方を政府に要望せんとす

第十九回全国壳薬業団体聯合会大会

議長 渡辺 高一殿

「以上建議案即決可決」

(広島県薬種壳薬同業組合『第十九回全国壳薬業団体聯合会大会記録』)

三 転宅得意ノ整理ニ関スル件

転宅得意ニ付テハ、其都度転宅先ヲ記載シ、本店ニ報告スベキモノトス、本店ハ之ヲ其受持会員ニ通知シ、之レガ通知ヲ受ケタルモノハ誠意ヲ以テ回商シ、其第一回集金ヲ譲渡人ニ代償トシテ支払フベキ事

回収金不能ナルトキハ(貸金トナリタルトキ)、其配置薬価代実費ヲ支払フベキモノトス

三〇 壳薬新体制問題と鯛印薬業会

昭和十六年

定期総会経過報告書

開会日時 昭和十六年二月四日午後一時三十分

四 本店トノ取引ニ関スル件

別紙取引要項ヲ承認シ現金取引ヲ励行スベキ事トス

五 小注文ノ件

別紙本店ノ希望条件ヲ承認ス
右之通り報告候也

昭和十六年二月五日

鯛印業会々長 安川徳太郎

会員

殿

御取引ニ就テ御願

前年ノ総会ニ於テ、既ニ御承認ヲ得マシテ、昭和拾四年九月十日改正ノ営業店則ニ基キ總テ現金取引ヲ御願致シ

テ居リマスガ、更ニ之レガ御励行ヲ御願致シマス

今後特ニ左記方法ニ依リマシテ、獎励金ノ交附ト利息ノ払戻シヲ致シマスカラ宜敷御諒承ノ上、一層御愛顧御引立ノ程ヲ御願申上ゲマス

記

一 御注文ト同時ニ、其ノ相当代金ノ御支払ヒヲ願ヒマ

二 得意ノ移動生ジタルトキハ、是非本店ヘ都度御報告ス

二 前項前金御支払金ニ付テハ、御注文品ノ御引渡或ハ

出荷日迄ノ日数ニ對シ、百円ニ付日歩一錢五厘ノ割合ニテ利子ノ払戻シヲ致シマス

三 御注文品ノ御引渡シ或ハ出荷当日迄ニ御支払ヒ下サ

レシ方ニハ、代金百円ニ付テ金壱円ノ割合ニテ獎励金ヲ交附致シマス

四 息ムヲ得ザル事情ノ為、延取引トナリタルトキハ注文品ノ御引渡シ或ハ出荷日ヨリ起算シテ、百円ニ付日歩二錢五厘ノ割合ニテ延滞利子ヲ申受ケマス

五 御注文品発送ハ御注文品代金ノ御入金順ニ依リテ御引渡シ又ハ出荷致シマス

小注文整理ニ關スル件

一 御得意先ヨリノ小注文ニ付テ、其ノ持主判明致シ難キモノ往々有リマスノデ、整理上洵ニ困リ居リマス、

今後ハ大袋又ハ預箱ニ行商者氏名ヲ必ズ御記入ヲ願ヒ、得意先ヨリノ注文状ニハ必ズ其ノ方ノ氏名ヲ記入セラレル、様願ヒマス

願ヒマス

三 小注文伝票送附致シマシテモ、若シ他様ノ分デアリ
マシタナレバ直チニ御返送願ヒマス
受持者不明ノ小注文ニ付テハ、送○薬○セ○ザ○ル○場○合○アルヤ
モ知レマセンカラ予メ御了承願ヒマス

資源愛護ニ関スル件

空缶及空瓶等ヲ勉メテ回収シテ、本店ニ対シ古薬ノ返送
ノ時御回送又ハ御帰リノトキニ御持帰リヲ願ヒマス
営業上御氣付ノ点ニ就テハ、御遠慮ナク御申聞セ下サイ
昭和拾六年二月五日

殿

増田兄弟商会

売薬界の新体制問答

問 新体制下に於ける売薬の将来は何如でせう

答 売薬は無害無効主義、即チ氣体的に考へられてゐた

時代があつたが、これは遠き昔の事であつて、其後売
薬法が改正せられ、現在では有効無害でないといけな

いのです

而して政府としても売薬を生活必需品中の必要なもの
として取扱はれて居りまして、一般民衆の簡易治療薬
トシテ国民保健衛生上重大な役割を持つて居りまし
て、是非なくてはならないものです

問 売薬の製造や販売の統制と謂ふものはどうなるでせ
う

答 現在の新体制下に於て、政府として凡ゆる方面に統
制を強化せられて居ります、従つて旧来の如き自由經
済主義でなく、何れも統制經濟下に置かれる事になつ
て居ります

先づ製造部門に於ては原料・材料品の配給統制が既に
行はれ、以前の如く、自分の思ひ通りに原・材料を買
入れて思ふ数量を勝手に製造出来無くなつたのです、
配給は過去の実績に依つて割当を受けて製造するので
す

販売部門に於てはまだ具体的の命令はありません
これは業者の自発的改善に依つて、新体制に即応すべ

きものと考へられます

問 富山売薬が一県一社一戸一袋主義の下に統制して新体制に即応せられつゝあるが、これは政府の命令で斯様になった訳でないのですか

答 富山売薬の一県一社一戸一袋は富山自体が自発的に行はれて居る問題で、政府よりの命令で統制せられて居るのではありません

問 大和売薬も富山売薬と同じ様に統制せられるのだと謂ふやうにも噂されますが、真相は如何です

答 富山は富山として、前に申しました通り、独自の立

場で富山売薬の実態に即して斯様の統制の下に進んで居られるので、富山があゝした事をやつたからとて、大和も必ずしも富山の通りにせねばならないと言ふ事は無い訳です

問 大和売薬の現在の御方針はどうでせう

答 未だ具体案は出来て居りません

然し新体制必ずしも企業合同に拠らねばないものとは考へられないです、即ち公益優先国策^(論カ)に副ふて、先

づ自己の利益のみを考へずして大和は大和式新体制を研究せられる筈です

問 大和売薬の今後の進むべき新体制は何如になるでせう

答 目下研究中で、最近大和売薬統制審議会が設置せられまして、これが審議を進めつゝあります

その組織は大和売薬同業組合を中心となつて、全県下の売薬関係の各団体も加へて委員数は三十五です

而して県当局の係官の方々を顧問及相談役になつて頂いて御指導を願ふ事になつてゐます

問 そうすると審議会に於て研究せられた結果はどうなるでせう

答 これは明確に御答へは出来兼ねますが、決して富山案の様な事は我が大和では用ひられない筈です

富山と大和は同じ配置売薬でも、其業態に於て実情を異にして居ます

例えば製産部門に於ては、富山は法人（会社）三十数社で富山売薬の製産額の過半数を占めて居り、又販売

に於ても内容が同一であつて同じ薬で大袋の目印だけ変へて同一家庭に二袋三袋といったやうに重ね置きせられて居ります

これ等は寔に統合整理し易い訳です、然し我が大和では製産に於ては、殆んど個人經營で家内工業的で、又販売に於ても同一の薬を同一家庭に重ね置きして居る向は殆んどありません

而して配置売薬は富山や大和其他現在行はれて居る者の独専事業でないのです

且つ一般需要家に及ぼす影響も十分考慮せねばならないと思ひます、依つて大和の実情に副ふた方法で新体制に即応すべき適当の成案を得るのが本當でせう

問 売薬は他の商品と其趣きを大いに異して居りますが、この見解は如何に考へられてゐますか

答 勿論売薬は奢侈品でなく生活必需品中には於ける国民の保健衛生体位向上に無くてはならないもので、殊に配置売薬は農山漁村の僻地では重用な役割を持つて居ります

他商品の如く、規格を一つにして無やみに企業合同販売統制する事は余程考へもので、我々業者の利益とか便利のみを考へて進む事は大いな誤りを生ずると思われます

問 今後の配置売薬の行商方針は如何にすれば良いですか

答 前に種々の御答へ致しました様に、大和売薬の新体制即応は業界に大きな変化を与へる事は徒らに失業倒産者を出すもので、精々急激な変革なくて販売者並に業者製造に余りの不益を来たさない範囲で、其方針を決定せらるべきと考へられます

現在携はつて居らるゝ皆様は決して自己の為の業務でなく、国民健康衛生に貢献して居ると云ふ大きな観点よりして、先づ自己の利益のみに走らず、需要家の気分を十分考慮して精々無駄を排除して改善すべき点に付ては、御互に研究して新体制に即応せねばならないと思ひます

三 現金取引の励行について

昭和十六年

現金取引ノ励行ニ就テ御願

東亞新秩序建設ノ聖戰ハ着々其ノ戰果ヲ挙ゲ、茲ニ第五年ノ新春ヲ迎ヘマスルニ方リ、夙夜国民保健衛生向上ノタメ御奮励致サレツ、在リマスコトハ邦家ノタメ洵ニ慶賀ニ堪ヘヌ次第アリマス、今ヤ世局ハ正ニ激変ヲ招来シ、我国モ亦大東亞共榮圏ノ確立、日、独、伊枢軸ノ強化等最高度国防国家体制ノ建設ヲ要求セラルニ到リマシテ必然軍需資材其ノ他必需物資ニ対スル需給調整必至ノ情勢下ニオカレ、從テ我經濟界モ之ニ対応スルノ変革ヲ要請セラレ茲ニ自由經濟ヨリ計画經濟ニ転移致サレマシテ物資需給ノ統制ヲ実施セラル、ニ至リマシタコトハ、既ニ御承知ノ通デ御座イマシテ、斯様ナ情勢デ吾々売業ニ於キマシテモ原料药品其ノ他ノ材料物資ハ統制セラレマシテ配給制度ト相成ツタ次第アリマス

昭和十六年 月 日

大和売薬業本舗会

大和売薬親和会

会員本舗名

従ヒマシテ原料药品其ノ他ノ購入ニ当リマシテハ總テ之ヲ現金制度ニ改メラレマシタ関係上、當業經營上ヨリ致シマシテ必然ニ取引ノ改善ヲ要求セラル、現状ニ相成リマシタ次第アリマス
就キマシテハ従前ノ店則ヲ活用致シマシテ、爾今取引制度ハ凡テ旧体制的ナル延取引ハ之ヲ廃シ、一切現金取引ノ絶対励行ニツトメ、此ノ変遷スル經濟界ノ推移ニ順応シテ低物価政策ニ協力シ以テ當業經營ノ合理化トソノ明朗化ヲ計リ國民保健衛生ノ一翼ヲ担フ重大使命ニ任シ、愈職域奉公ノ誠ヲ致シ、新体制下ニ於ケル国策協力ノ実ヲ發揚致シ度キ念願デ御座イマス
何卒叙上事情ニ対シ、篤クト御諒察成シ下サイマシテ、爾今本組合ニ於ケル全面的ナ現金取引制度ノ確立ニ対シ、各位ノ全幅的御協力ヲ希願ツテ已マヌ次第デ御座イマス

殿

追テ本舗個々ノ店則ニ基キマスル日歩割戻シ規定ハ日歩一錢四厘程度ニ於テ之ヲ適用致シマス

ヲ得ルニ至ラザルハ遺憾ト存ズルモ、我等ノ微衷ト努力ヲ諒トセラレ御寛容賜ランコトヲ望ム

昭和十七年七月十日

(増田製薬株式会社謹)

株式会社協和製薬公司

専務取締役 増田弥内

(『株式会社協和製薬公司第七期営業報告書』(昭和十六年度))

昭和十六年

三 戰時下協和製薬公司の営業概況

営業ノ概要

支那事変ハ五星霜ヲ閲シ加フルニ世界大戦ニ依ル経済界ノ一大転換ニ直面シ、殊ニ当期七月ニハ米、英、蘭ノ対日資産凍結決行ニヨリ、事實上第三国貿易ハ杜絶スルニ至リ更ニ十二月八日大東亜戦争発勃ニ依リ本格的ニ米、英依存ヲ脱却シ国土計画ニ基ク計画經濟ニ移行シ、之ニ伴フ国内企業整備等ニ依リ生産販売共ニ相当ノ支障ヲ蒙リタルモ、役員ヲ屢々現地ニ派遣シ販売網ノ整備充実ヲ図リシ結果、好成績トハ謂ヒ難キモ統制經濟下ニ於テ別表ノ如キ成績ヲ收メ得タルハ小幸ト至ス次第ナリ、時局下其ノ運営誠ニ至難ノ点有之株主各位ニ充分ナル御満足